

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西川町全域

(1) 現況

本町は、山形県のほぼ中央に位置し、総面積 39,323ha の面積を有している。そのほとんどは森林原野で、農用地は寒河江川とその支流の流域を中心に拓けているが、面積は 506ha と町全面積の 1.3% に過ぎない。

このような状況にあって、本町では寒河江川とその支流の豊富な水資源を活用した稲作を基幹産業としながら、これにそば、山菜等を組み合わせた複合経営を行っている。しかし、町内のほぼ全域が法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金）の対象農用地であり、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、農業を営むには必ずしも恵まれた立地条件とはいえない。そのため、平場地域との生産条件の格差を補正する取組を行うことが必要である。

また、環境に配慮した農業に取り組む町内農家が増加している。将来にわたり、持続性の高い農業を確立することは重要であるため、今後とも土づくりや減化学肥料・減農薬などの取り組みを拡大する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号（多面的機能支払交付金）、同項第 3 号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|--|-----------|---|
| | 西川町全域 | 法第 3 条第 3 項第 1 項に掲げる事業及び同項第 2 号、同項第 3 号に掲げる事業 |

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に関する事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

対象農用地は、次の三法に基づき指定あるいは公示された西川町全域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
- (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 緩傾斜農用地については、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑 8 度以上 15 度未満
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた

場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、西川町農業再生協議会水田フル活用ビジョンに定められた者等地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

1) 農業生産条件の強化に必要な工種

農業生産条件の強化に必要な工種については、以下のとおりとする。

| 工 種 | 作業内容 |
|------|---|
| ほ場整備 | <ul style="list-style-type: none"> < 区画整理 > ・ 畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎 客土・土壌改良材の投入 < 暗渠排水 > ・ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設 ・ その他必要な圃場整備 |
| 水路工 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場施工による用排水路の敷設 ・ 水路（コンクリート 2 次製品）の設置 ・ 取水、分水施設の設置 ・ ポンプ場の新設・更新 ・ ため池の新設・改修 ・ その他必要な水路工 |
| 道路工 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農道の新設、拡幅 ・ 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装 ・ その他必要な道路工 |